

和歌山工業高等専門学校短期外国留学に関する取扱要項

制 定 平成27年3月18日

最近改正 令和3年3月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山工業高等専門学校学則第29条の2第5項の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における短期の外国留学（以下「留学」という。）に関し、留学期間が10ヶ月未満である場合を対象として定めるものとする。

2 留学期間が10ヶ月以上の場合及び外国の大学等との協定に基づく外国留学に関する場合は、別に定める。

(留学の許可)

第2条 短期留学は、その目的、事由等が学生にとって教育上有益であると認められ、留学先が正規の教育機関若しくは企業（以下「受け入れ先」という。）である場合に、教務委員会で審議の上、校長が許可する。

(留学許可手続)

第3条 短期留学しようとする者は、学級担任及び学科主任の承認を得、原則として出国の3ヶ月前までに和歌山工業高等専門学校外国留学に関する取扱要項（以下「留学取扱要項」という。）で定める留学願（様式第1号）に、次の各号のいずれかに掲げる書類を添えて校長に願い出るものとする。

一 受け入れ先が正規の教育機関の場合

- ・教育方針、教育課程等が記載された書類
- ・入学許可を証明する書類
- ・受講する科目のシラバス
- ・その他校長が必要とする書類

二 受け入れ先が企業の場合

- ・企業理念、業務内容等が記載された書類
- ・受け入れの許可を証明する書類
- ・その他校長が必要とする書類

(留学期間等)

第4条 留学期間は、10ヶ月未満とする。

2 留学期間を短縮又は延長するときは、留学取扱要項で定める留学期間変更願（様式第2号）を校長に提出し、その許可を得なければならない。ただし、期間を延長する場合、留学開始日から10ヶ月を超えることはできない。

(留学中の義務)

第5条 学生は、1ヶ月に1回、校長に留学に関する報告書を提出するものとする。

(留学終了報告及び復帰)

第6条 学生は、留学を終了したときは、速やかに留学取扱要項で定める留学終了報告書（様式第3号）を校長に提出するものとする。

2 学生が復帰する際の学年は、教務委員会で審議の上、校長が決定する。

3 学生が復帰の際、留学前の当該学生の成績資料は引き継ぐものとする。

（留学中における出席の取扱い及び科目履修の取扱い）

第7条 留学中における本校の出席の取扱い及び科目履修の取扱いは、別に定める。

（単位の認定）

第8条 留学に係る単位は、一般科目「海外異文化交流（留学）」の評価方法に基づき行うものとする。

2 前項による単位認定に伴う授業時間を除く期間に、受け入れ先で修得した単位は、受け入れ先のシラバス及び学業成績証明書等により、教務委員会の審議により、60単位を限度として、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、この場合において修得したものとみなすことができる単位は、学生が他の高等専門学校及びそれ以外の教育施設等において履修したものとみなす単位を合わせて60単位を超えないものとする。

3 第7条により履修とならない科目で、受け入れ先で履修した科目が本校教育課程の科目と同内容の履修と認められる場合は、受け入れ先のシラバス及び学業成績証明書等により、教務委員会の審議により、前項の単位と合わせ60単位を限度として、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（授業料等）

第9条 学生は、本校の学生としての授業料を納付するものとする。

（留学の取消し）

第10条 校長は、留学中の学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、受け入れ先と協議の上、留学の許可を取り消すことができる。

一 受け入れ先の規則等に違反し、受け入れ先から留学の取消しを求められたとき。

二 その他留学の目的に著しく反する行為があると認められたとき。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月1日から施行する。